

沿岸広域振興局長告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年4月14日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢第12地割40番2地先から第13地割6番2地先まで	新	m 17.8～9.6	m 242.0
	旧	9.9～9.3	242.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成27年4月14日から同年5月14日まで